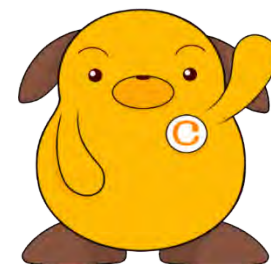




静岡県国際経済振興会 (SIBA) セミナー

EPAの概要とメリット

名古屋税関業務部
首席原産地調査官
令和5年8月3日



税関イメージキャラクター
「カスタム君」

名古屋税関の役割と概況

■ 税関の3つの使命

1. 安全・安心な社会の実現

不正薬物、知的財産侵害物品等の密輸防止・厳格な取締りを実施

2. 適正かつ公平な関税等の徴収

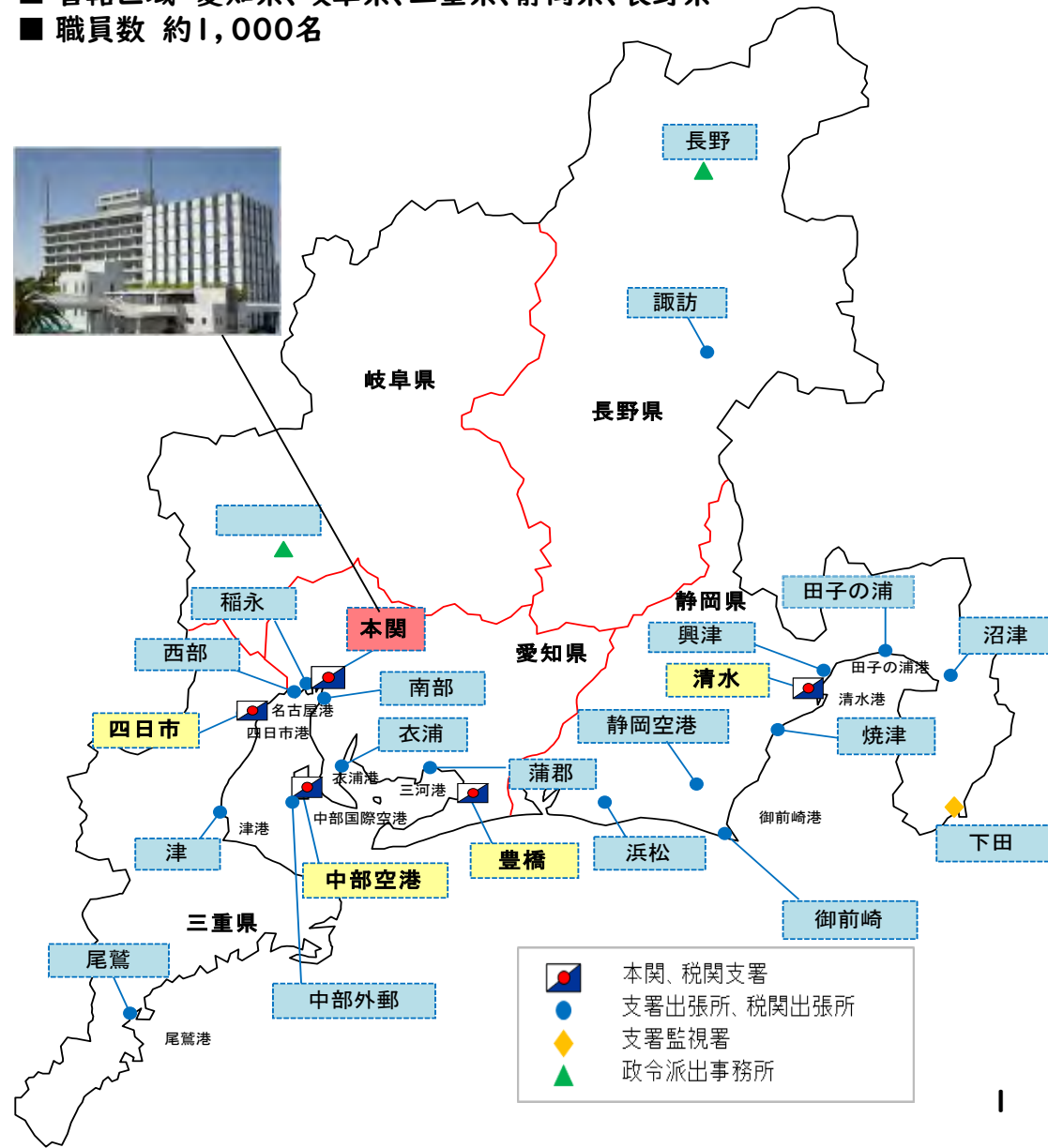
適正かつ公平な関税等の徴収により、経済の発展に貢献

3. 貿易円滑化の推進

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化、輸出入申告官署の自由化
- **EPA（経済連携協定）の利活用に対する支援**

■ 管轄区域・機構

- 管轄区域 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県
- 職員数 約1,000名



1. EPA（経済連携協定）とは
2. 関税引下げの具体的効果の例
3. EPAを利用するためには
4. 原産地規則の事例紹介
5. 名古屋税関からのお知らせ

I. EPA (経済連携協定)とは

OEPA(Economic Partnership Agreement)とは

特定の国や地域同士での貿易を促進するために、
輸出入にかかる関税の撤廃・削減(注)
などを約束したものがEPAです。



(注) 国同士が交渉してEPAができるので、約束の内容は各EPAで異なります。

OEPAのメリット

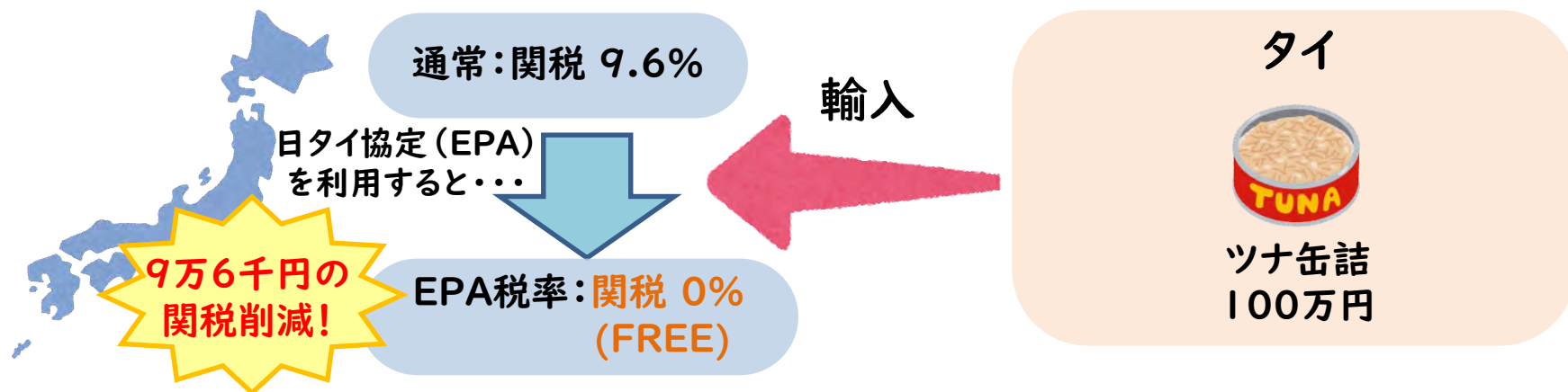
EPAにより、関税の引下げ、規制緩和、ルールの調和等が図られます。
その結果、**価格競争力の向上**やブランド価値の保護等により、**輸出入拡大**
に寄与することが期待されます。



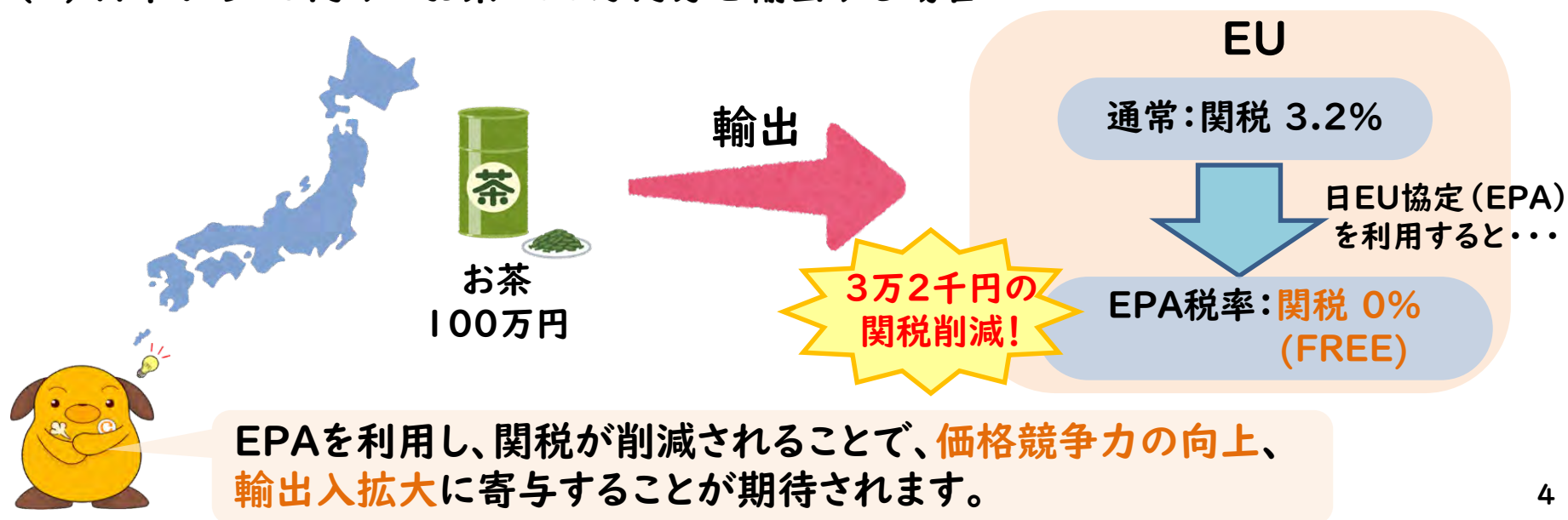
EPAは特定の国・地域の産品にかかる関税を撤廃・削減します。

◆ EPAの利用例

(1) タイから日本にツナ缶詰100万円分を輸入する場合



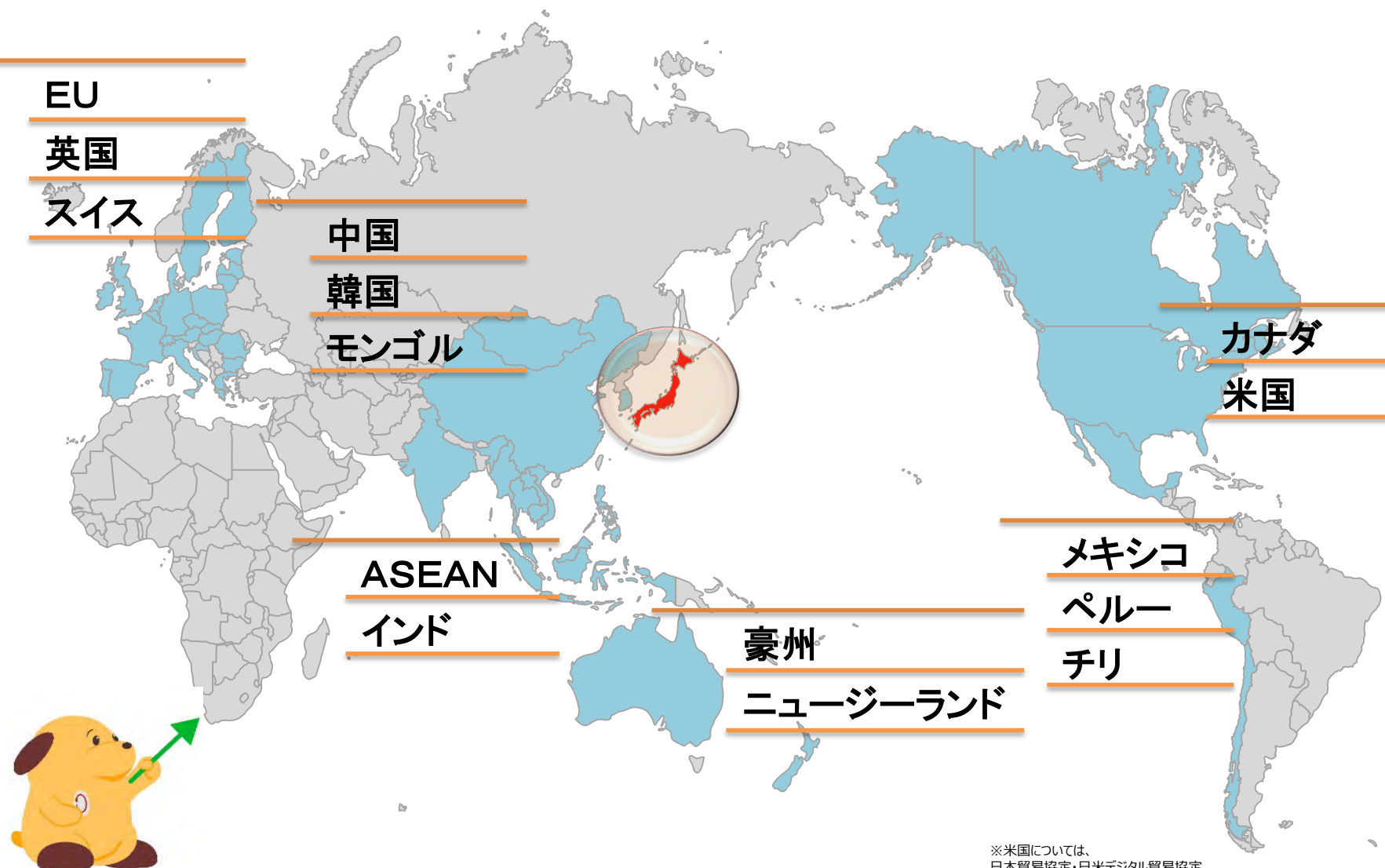
(2) 日本からEU向けにお茶100万円分を輸出する場合



I. EPA (経済連携協定) とは ~日本におけるEPAの現状~

EPA等
発効済
(20)

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、
スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル、TPP11、EU、米国、英国、RCEP



※米国については、
日本貿易協定・日米デジタル貿易協定

(参考) EPA対象国一覧

日本と2以上のEPAを締結している国の場合、どのEPAを使うかは自由選択 (2023年7月現在)

国	EPA等			
	2国間	日アセアン	CPTPP (TPP11)	RCEP
シンガポール	○	○	○	○
メキシコ	○		○	
マレーシア	○	○	○	○
チリ	○		○	
タイ	○	○		○
インドネシア	○	○		○
ブルネイ	○	○	○	○
フィリピン	○	○		○
スイス	○			
ベトナム	○	○	○	○
インド	○			
ペルー	○		○	
オーストラリア	○		○	○
モンゴル	○			
EU	○			
英国	○			
カナダ			○	
ニュージーランド			○	○
カンボジア (LDC)		○		○
ミャンマー (LDC)		○		(○)
ラオス (LDC)		○		○
中国				○
韓国				○
米国	○			

(○) は未発効

2. 関税引下げの具体的な効果の例 ～日本に輸入する産品にEPAを利用する場合～

(2023年7月現在)

例1: きはだまぐろ (HS0303.42-000)
→ EU・メキシコから輸入

通常の間税率 3.5%

EU



⇒ 日EU

無税

メキシコ



⇒ 日メキシコ
TPP11

無税
無税



※冷凍したもの

例2: ツナ缶詰 (HS1604.14-092)
→ タイ・インドネシア・フィリピンから輸入

通常の間税率 9.6%

タイ



⇒ 日タイ **無税**
日アセアン **5%**
RCEP **5%**

インドネシア



⇒ 日アセアン **5%**
RCEP **5%**

フィリピン



⇒ 日フィリピン **無税**
日アセアン **5%**
RCEP **5%**



※気密容器入りのものに限る。

例3: 合板 (HS4412.31-931)
→ インドネシア・マレーシアから輸入

通常の間税率 8.5%

インドネシア

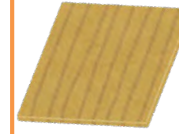


⇒ 日アセアン **5%**

マレーシア



⇒ 日アセアン **5%**
TPP11 **4.2%**



※厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの

例4: 不織布 (HS5603.11-230)
→ 中国・韓国・タイから輸入

通常の間税率 4.3%

中国



⇒ RCEP

無税

韓国



⇒ RCEP

無税

タイ



⇒ 日タイ **無税**
日アセアン **無税**
RCEP **無税**

無税
無税
無税



※ポリプロピレン製

例5: 短靴 (HS6402.99-010)
→ 中国・カンボジアから輸入

通常の間税率 8%

中国



⇒ RCEP **6.9%**

カンボジア



⇒ 日アセアン **無税**



※本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のもの

例6: ブラケット等の支持具 (HS8302.50-000)
→ 中国・ベトナムから輸入

通常の間税率 2.7%

中国



⇒ RCEP **2.2%**

ベトナム



⇒ 日ベトナム **無税**
日アセアン **無税**
TPP11 **無税**



(注) 記載している間税率は一例であり、貨物の特性によって異なる可能性があります。

2. 関税引下げの具体的効果の例 ～日本から輸出する産品にEPAを利用する場合～

(2023年7月現在)

例1:メロン(HS0807.19)
→タイ・ベトナム・米国に輸出



タイ 通常の関税率 30%
⇒ 日アセアン **無税**
RCEP **無税**

ベトナム 通常の関税率 30%
⇒ 日アセアン **無税**
RCEP **無税**

米国 通常の関税率
5.4%又は28%
⇒ 日米 **2.7%又は**
16.8%

例2:いちご(HS0810.10)
→マレーシア・タイに輸出



マレーシア 通常の関税率 5%
日マレーシア **無税**
⇒ 日アセアン **無税**
TPP11 **無税**
RCEP **無税**

タイ 通常の関税率
40%又は
33.5THB/kgの高い方
⇒ 日タイ **無税**
日アセアン **無税**
RCEP **無税**

例3:お茶(HS0902.10※)
→ベトナム・EU・英国に輸出



※3KG以下の
個包装

ベトナム 通常の関税率 40%
⇒ TPP11 **無税**
日アセアン **無税**

EU 通常の関税率 3.2%
⇒ 日EU **無税**

英国 通常の関税率 2.0%
⇒ 日英 **無税**

例4:清酒(HS22.06)
→ベトナム・韓国・EUに輸出



ベトナム 通常の関税率 55%
⇒ TPP11 **無税**
日ベトナム **無税**

韓国 通常の関税率 15%
⇒ RCEP **13%**

EU 通常の関税率
7.7EUR/hl
⇒ 日EU **無税**

例5:電気回路用部品(HS8536.90※)
→ベトナム・EUに輸出



※電気回路の
開閉用、保護用
又は接続用の
機器並びに光
ファイバー用又
は光ファイバー
ケーブル用の接
続子

ベトナム 通常の関税率 20%
⇒ TPP11 **無税**

EU 通常の関税率 2.3%
⇒ 日EU **無税**

例6:ECU(HS9032.89)
(エレクトロニックコントロールユニット)
→中国・インドネシアに輸出



中国 通常の関税率 7.0%
⇒ RCEP **6.1%**

インドネシア 通常の関税率 5.0%
⇒ RCEP **無税**
日アセアン **無税**

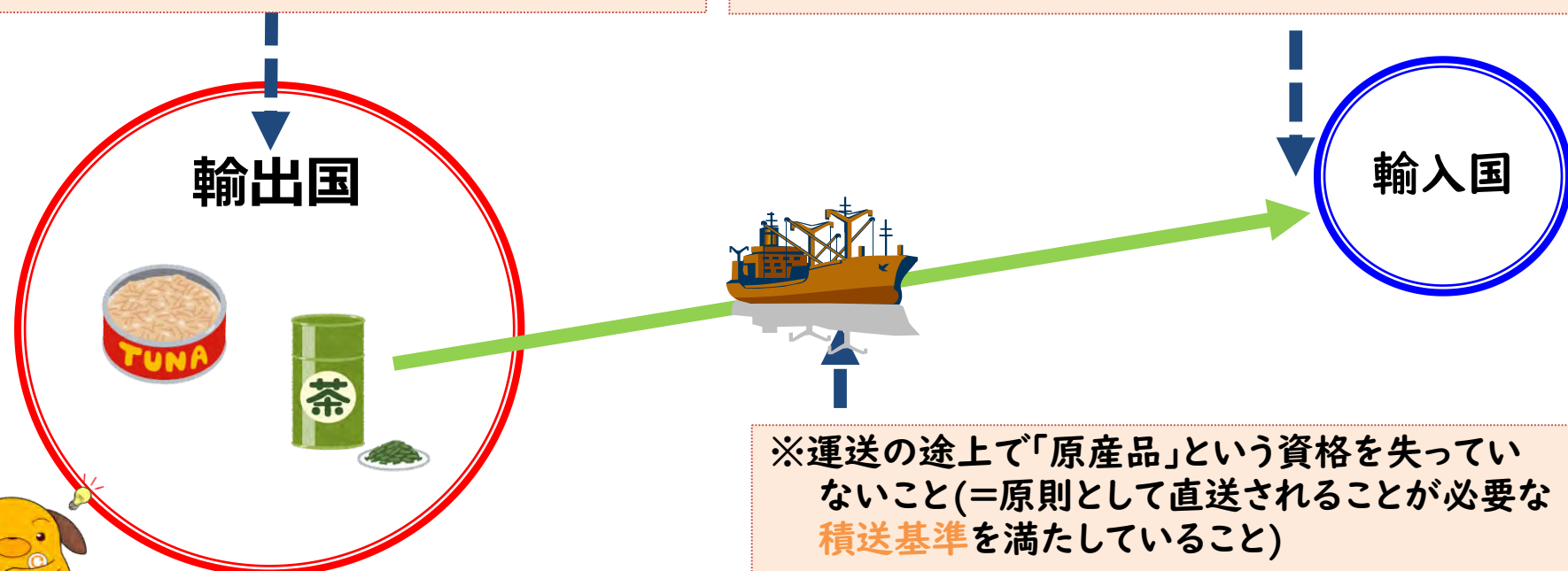
(注) 記載している関税率は一例であり、貨物の特性によって異なる可能性があります。 8

3. EPAを利用するためには ～EPA特惠税率適用の流れ～

条件1 EPA特惠税率
輸出入される産品にEPA特惠税率が設定されていること

条件2 原産地基準
生産された産品が「原産品」であると認められること
(=原産地基準を満たしていること)

条件3 手続的要件
税関に産品が「原産品」であることを証明した又は申告する書類を提出すること



EPA特惠税率適用のためには、全ての条件を満たす必要があります。

3. EPAを利用するためには ～EPA特惠税率が設定されていることの確認～

条件Ⅰ EPA特惠税率

- EPA特惠税率を適用するためには、産品に一般の関税率よりも低い関税率（EPA特惠税率）が設定されている必要があります。
- 産品によってはEPA特惠税率が設定されていない場合があります。

◆ EPA特惠税率確認方法

(1) 日本に輸入する産品にEPAを利用する場合

方法

税関HPの「実行関税率表」にアクセスし、確認する。

➡ <https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>



現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 輸入統計品目表 (実行関税率表)

輸入統計品目表 (実行関税率表)

実行関税率表 (2023年4月1日版) 2023年4月1日掲載

(2) 日本から輸出する産品に輸出相手国においてEPAを利用する場合

方法Ⅰ

税関HPの「相手国譲許表」にアクセスし、確認する。

➡ <https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

方法Ⅱ

日本貿易振興機構（ジェトロ）HPへアクセスし、「世界各国の関税率」から「ワールドタリフ（World Tariff）」を利用して確認する。

※初めての利用の場合は、World Tariffのユーザー登録が必要（無料）

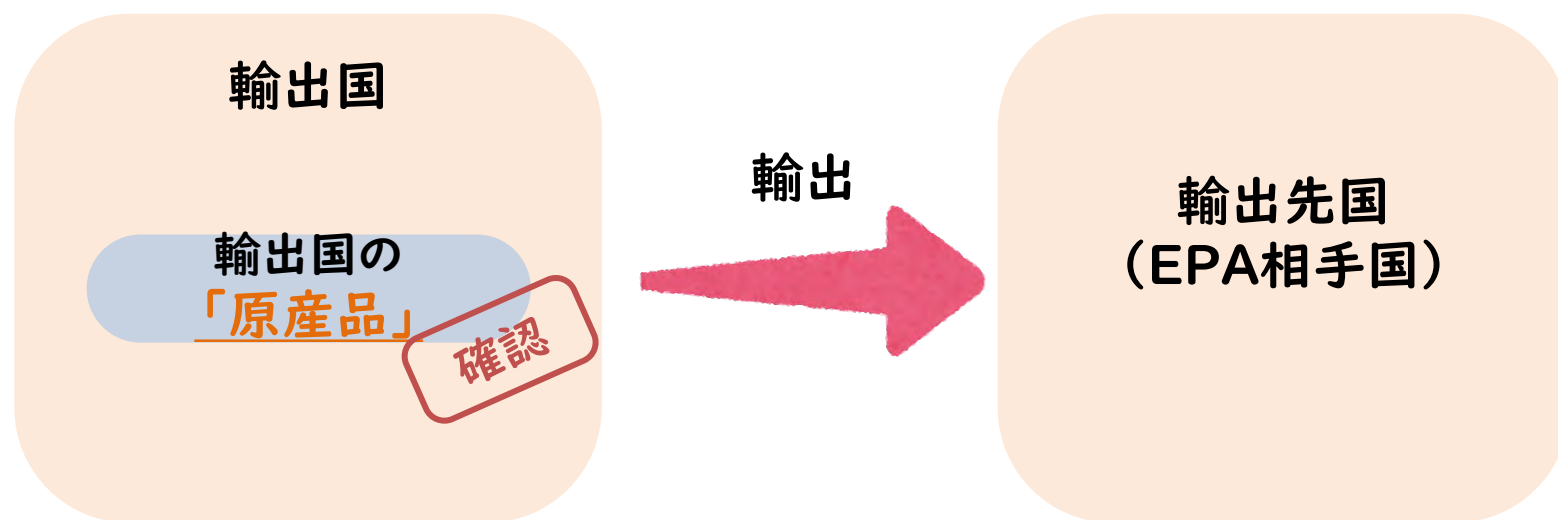
➡ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>



3. EPAを利用するためには ～「原産品」であることの確認～

条件2 原産地基準

- EPA特恵税率が設定されている全ての産品が、EPA特恵税率の適用を受けられる訳ではありません。
- 各EPAに定める原産地規則を満たす産品＝「原産品」であることの確認が必要です。



どのような産品であれば、「原産品」と認められますか？

3. EPAを利用するためには ～原産地規則を満たすためには～

- 各EPAに定められた原産地規則を満たす产品であれば「**原産品**」と認められます。
- 原産地規則はEPAごとに異なりますが、基本的には、以下の3つの要件のいずれかを満たす必要があります。

要件1

完全生産品

…輸出国において
“**完全に生産される**” 産品

輸出国



要件2

原産材料のみから
生産される産品

…“**原産品となった材料のみ**”
から生産される産品

原産品

原産品

原産品



原産品

要件3

品目別規則
(実質的変更基準)
を満たす産品

…輸出国における生産で
“**大きな変化**”がある産品

輸出国



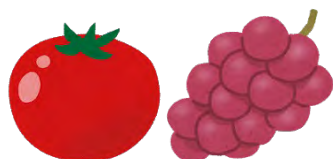
次のページから詳しく説明していきます！

3. EPAを利用するためには ～完全生産品～

(1) 完全生産品

- 一の締約国において完全に得られ、又は生産される產品
⇒「生産」が1カ国で完結している產品

【RCEP協定 第3・3条 完全に得られ、又は生産される產品（抜粋）】



(a) 当該一の締約国において栽培され、及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品（果実、野菜等）



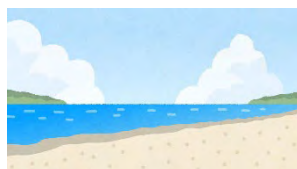
(b) 生きている動物であって、当該一の締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（家畜等）



(c) 生きている動物であって、当該一の締約国において成育されたものから得られる產品（生乳等）



(d) 当該一の締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、飼養、養殖、採集又は捕獲により得られる產品（野生の動物等）



(e) 当該一の締約国の土壌、水域、海底又はその下から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（水等）



(j) 当該一の締約国において専ら(a)から(i)までに規定する產品又はこれらの派生物から得られ、又は生産される產品（肉等）

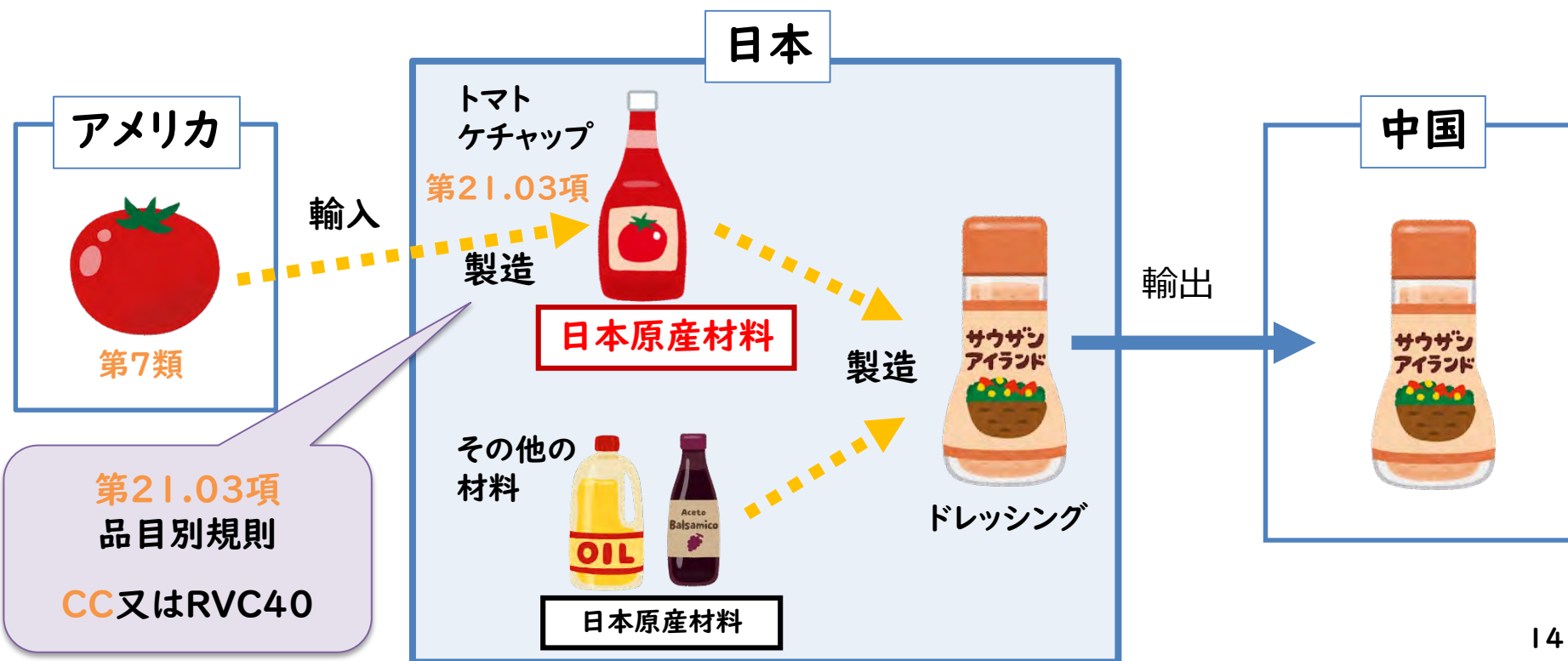
3. EPAを利用するためには ～原産材料のみから生産される製品～

(2) 原産材料のみから生産される製品

- 締約国※の原産材料のみから生産される製品のこと。
- 生産に直接使用される材料はすべて「原産品」だが、材料の材料に遡ると非原産材料が使用されている。

※締約国：協定が効力を有する国

【原産材料のみから生産される製品の例（RCEP協定）】

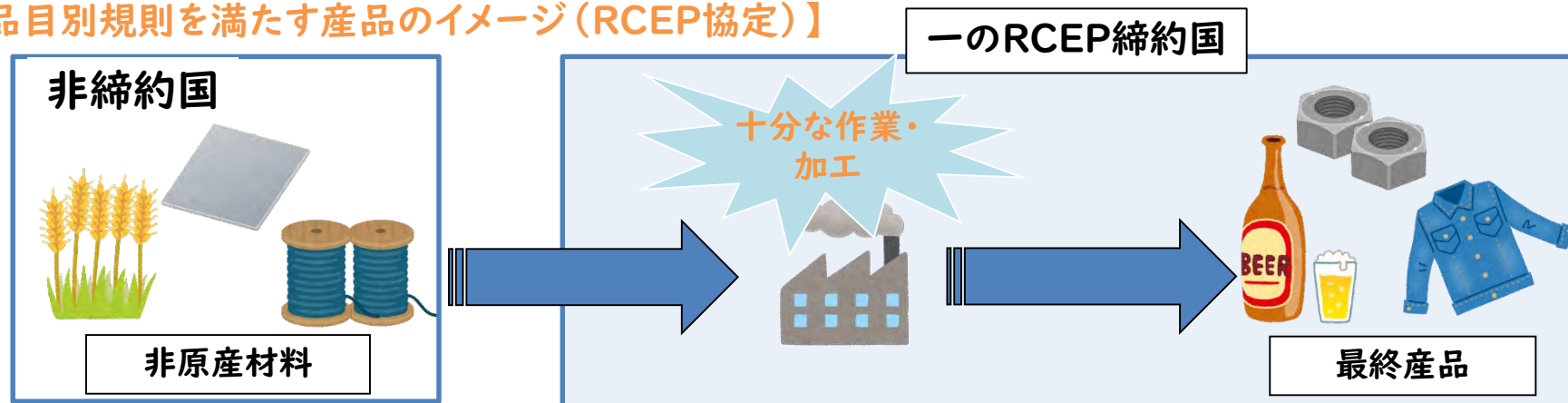


3. EPAを利用するためには ～品目別規則を満たす製品～

(3) 品目別規則（実質的変更基準）を満たす製品

- 非原産材料を使用して生産される製品であって、品目別規則に定める要件を満たすもの
- 非原産材料を使用しているにもかかわらず、締約国において原産品としての資格を与えるために十分な作業・加工（大きな変化）が行われた場合には、最終産品を原産品と認めるもの。
- 品目別規則とは製品のHS番号ごとに「十分な作業・加工（大きな変化）」の基準を定めているもの。

【品目別規則を満たす製品のイメージ（RCEP協定）】



【品目別規則の3類型】

- ① 関税分類変更基準: 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ② 付加価値基準: 産品に一定以上の価値を付与すること。(控除方式と積上げ方式を採用)。
- ③ 加工工程基準: 産品に特定の加工(化学品の化学反応)がなされること。

3. EPAを利用するためには ～品目別規則を満たす産品～

品目別規則 (PSR) の基準3類型

1. 関税分類変更基準

非原産材料のHS番号と、その材料から生産される産品のHS番号が一定以上異なる場合に、原産品と認めるという基準。

(例) 材料:耐火粘土から、磁器製の食卓用品を生産

HS第25類	→第69類	CC	※HS番号 上2桁(類)の変更
HS第25.08項	→第69.11項	CTH	※HS番号 上4桁(項)の変更
HS第2508.30号	→第6911.10号	CTSH	※HS番号 上6桁(号)の変更

磁器製の食卓用品



2. 付加価値基準(価額に基づくもの)

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に、原産品と認めるという基準。

(例) 日EU協定 品目別規則

HS第63.07項:MaxNOM40パーセント(EXW) 又は
RVC65パーセント(FOB)

不織布のマスク



3. 加工工程基準

締約国で、非原産材料に特定の生産工程(例えば、化学反応、蒸留、精製等)が施されれば、原産品と認めるという基準。

(例) 日EU協定 品目別規則

HS第62.05項:製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)

男子用のシャツ



(参考) 品目別規則の確認方法

■ 品目別規則は原産地規則ポータル検索システムから確認できます

原産地規則ポータル <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>



品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

②検索システムに調べたい「国名」、「品目 (HS番号)」を入力して検索

国名 / Country
中華人民共和国 / CHINA ←国名をプルダウンで選択

品目 / Item
HSコード(上位4桁もしくは6桁、ドットなし)を入力してください。
Please enter the HS code in 4.
3901 ←HS番号を入力(4桁又は6桁)

入力されたHSコードと経済連携協定のバージョンを確認してください。
The version of HS code may be different from that of the Economic Partnership Agreement. Please check if the HS code and item correspond to that of the Economic Partnership Agreement you wish to use.

経済連携協定等によって、採用しているHSコードのバージョン(HS2002, HS2007, HS2012, HS2017など)が異なります。協定が採用している以外のバージョンのHSコードで検索した場合、検索結果に誤りがある場合がございますので、調べたい協定が採用しているバージョンのHSコードで検索してください。
なお輸入通関申告の際には最新のHSコードを使用してください。
Each agreement (FTA/EPA and Related Initiative) has its own PSR depending on the different version of Harmonized System.
If you search with a version of HS code other than the one adopted by the agreement, the result may be incorrect. So please search with the version of HS code adopted by the agreement you wish to use. The latest HS code is to be used when filing an import Customs declaration.
参考: 各バージョンのHSコードの移行関係についてはWCO(世界税関機構)事務局作成の相関表 (Correlation Table) をご確認ください。
The World Customs Organization Secretariat provide the table correlating between each HS version. Please refer to the following link:
HS2002からHS2017への変換 CORRELATING THE 2002 VERSION TO THE 2017
HS2017からHS2012への変換 CORRELATING THE 2017 VERSION TO THE 2012
HS2012からHS2007への変換 CORRELATING THE 2012 VERSION TO THE 2007
HS2007からHS2002への変換 CORRELATING THE 2007 VERSION TO THE 2002

その品目について関税課税されているか否かに関わらず、設定されている品目別原産地規則が表示されます。
関税課税に係る状況については、[差付関税率表\(日本へ輸入する場合\)](#)や[相対原産地規則表\(日本から輸出する場合\)](#)をご確認ください。
PSR corresponding to the products' HS code is shown, whether customs duties are reduced or eliminated or not.
Refer to Japan's Tariff Schedule for information on whether the products are subject to customs duties when imported from the countries of origin.

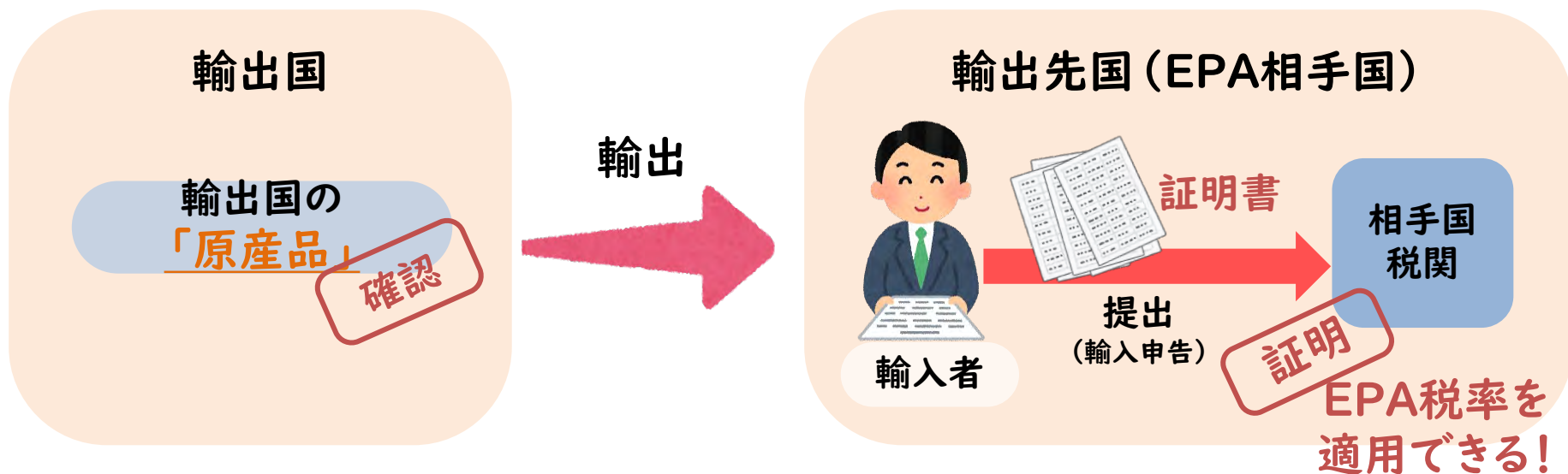
検索/Search ←検索ボタンをクリック

品目別原産地規則
検索システム

3. EPAを利用するためには ～税関に証明する書類～

条件3 手続的要件

- 各EPAの「原産品」であることを確認するだけでは、まだEPA税率は適用できません。
- EPAを利用するためには、「原産品」であることを税関に証明することが必要です。



次のページから具体的な証明手続について説明します!

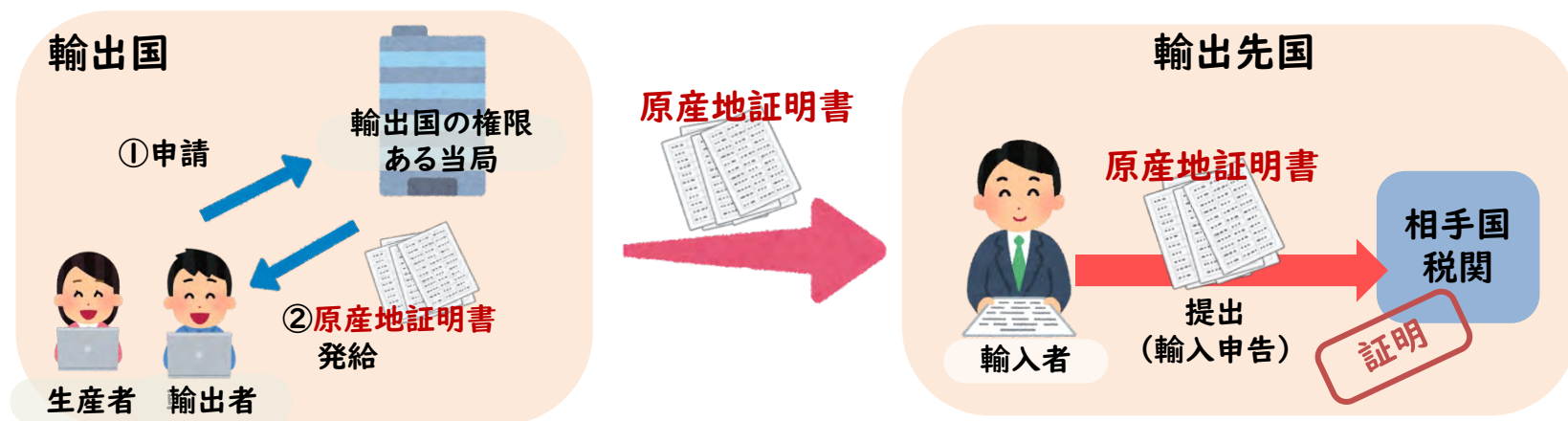
3. EPAを利用するためには ～税関に証明する書類～

- 税関に産品が「原産品」であることを証明する手続は、主に2つの方法があります。
- 利用するEPAごとに証明手続が異なります。

方法1

第三者証明制度

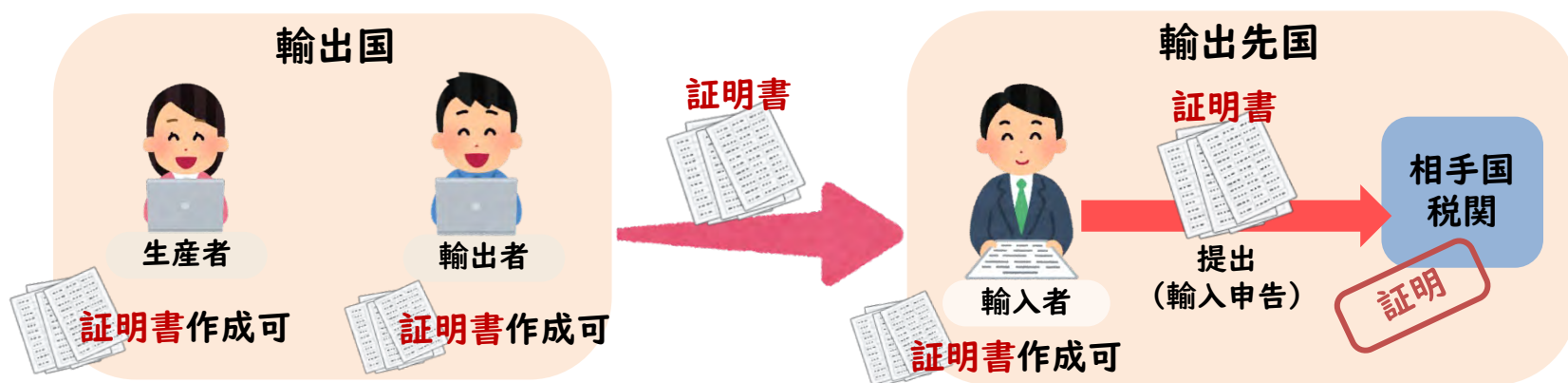
輸出者が輸出国の権限ある当局に証明書の発給を申請、発給された証明書を、(輸入者を通して) 輸出先国の税関当局に提出する制度



方法2

自己申告制度

輸入者、輸出者または生産者が自ら作成した証明書を、(輸入者を通して) 輸出先国の税関当局に提出する制度



3. EPAを利用するためには ～税関に証明する書類～

■ 各EPAで採用されている証明制度

	証明制度	対象となるEPA等	必要書類(原則)	発給者／作成者
1	第三者証明制度	・TPP11協定、日EU協定 及び日英協定、日米貿易 協定を除く全てのEPA	原産地証明書	輸出国の権限ある当局
2	自己申告制度	・日オーストラリア協定 (1と共に選択的併用) ・TPP11協定 ・日EU協定 ・日英協定 ・RCEP協定 (1・3と共に選択的併用) ・日米貿易協定	原産品申告書 ※日本に輸入する際には、原則、原 産品申告書に加えて、 原産品申告 明細書及び関係書類 の提出も必要 となります。	輸出者、生産者又は輸入者 ※日米貿易協定は輸入者のみ。 ※RCEP協定の輸出者自己申告 は、豪州、NZのみ可(2023年 7月時点)。
3	認定輸出者制度 (原産地申告)	・日メキシコ協定 ・日スイス協定 ・日ペルー協定 (1と共に選択的併用)	特定の原産地申告文を 記載した商業書類	輸出国当局が認定した 輸出者
		・RCEP協定 (1・2と共に選択的併用)	原産地申告(協定附属書3Bの 必要的記載事項を記載したもの)	

4.原産地規則の事例紹介 ～事例Ⅰ プラスチック製食品保存容器～

事例Ⅰ：プラスチック製食品保存容器（日本に輸入する場合）

- 輸入品：プラスチック製食品保存容器（HS3924.10-000）
- 積出国：中国
- 製造工程：中国国内において、以下の材料から製造。
- 適用を検討するEPA：RCEP協定
- RCEP協定のEPA税率：2.8%（通常の税率：3.9%）
- 第39.24項の品目別規則：CTH又はRVC40

ポリエチレン
(HS第39.01項)

ポリプロピレン
(HS第39.02項)

製造

HS番号4桁（項）の変更
→HS番号の上4桁の数字が
変更している必要がある



プラスチック製
食品保存容器
(HS第3924.10号)

全ての非原産材料のHS番号と製品のHS番号に4桁の変更があるためCTHを満たす。

⇒ 産品はRCEP協定上の中国原産品と認められ、EPA特惠税率の対象となる。

4. 原産地規則の事例紹介 ～事例2 清酒～

事例2：清酒（日本から輸出する場合）

- 輸出品：清酒（HS第22.06項）
- 輸出相手国：韓国
- 製造工程：日本国内において、以下の材料から製造。
- 適用を検討するEPA：RCEP協定
- RCEP協定のEPA税率：13%（通常の税率：15%）
- 第22.06項の品目別規則：CTH

HS番号4桁（項）の変更



米
(HS: 第10.06項)



水
(HS: 第22.01項)



米麴
(HS: 第21.06項)

製造



清酒
(HS: 第22.06項)

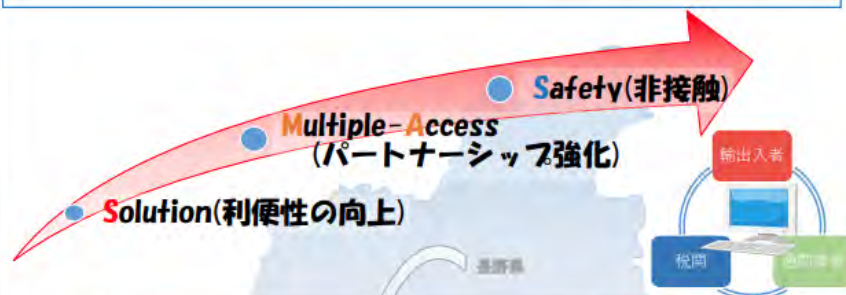
全ての非原産材料のHS番号と製品のHS番号に4桁の変更があるためCTHを満たす。

⇒ 産品はRCEP協定上の日本原産品と認められ、EPA特惠税率の対象となる。

5. 名古屋税関からのお知らせ ～オンライン相談&講師派遣～

EPAのオンライン相談

EPAの利用、原産地規則や原産地手続きに関する
Web相談を開始します。



相談事例

- Q. 輸入/輸出する貨物がEPA税率を適用できる原産品となるのでしょうか？
- Q. 輸入/輸出する際に自己申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいでしょうか？
- Q. 相手国からの事後確認に備え、どのような書類を備えておけばよいでしょうか？

まずは、以下についてメールまたは電話でお伝えください。

- (1) ご連絡先（お名前、会社名、お電話番号等）
 - (2) 相談したい内容の概要
 - (3) Web相談希望日時
- 税関が主催するWeb会議システム（Cisco Webex Meetings）を使用いたします。



名古屋税関業務部 首席原産地調査官

電話: 052(654)4205

電子メール: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

EPA制度、原産地規則を説明する 講師を派遣します

- 説明内容（15分～1時間程度）
EPAの利活用方法、原産地規則概要、ケーススタディ（等例）食品を中心とした原産地規則の概要、工業製品を中心とした原産地規則の概要、ケーススタディ、演習

※企業団体主催のセミナーの1コマで、EPAの概要やメリットを中心とした説明（15分程度）にも対応

- 講師
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官部門職員

- 費用
無料。講演料、交通費等の負担は一切不要です。
※ ただし、会場やスライド等の機材、資料印刷は主催者側でご準備下さい。

- 場所
貴団体の所在地、Webを用いたオンライン説明 等
※ 個社単位ではお断りしていますが、関連会社等と合同で開催の場合は受け付けております。

名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

TEL 052-654-4205 FAX 052-654-4184

E-mail:nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

(参考) 輸出貨物のHS番号とは

- HS番号とは輸出入の際に産品を分類する番号です。
- EPA税率、産品が原産品であるかを判定する基準は、いずれもHS番号に基づいて設定されています。



- ・HS番号は桁数が増えるにつれ、より詳細に品目が特定されます。
- ・**HS番号は6桁までで、世界共通、輸出入共通です。**
 - (※1) 各国、7桁目以降の国内細分を独自に定めています。
 - (※2) 日本の場合は、HS番号6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号といいます。
- ・HS番号に関するご相談やご質問は税関の関税鑑査官で承ります。



名古屋税関 業務部 首席関税鑑査官
TEL 052-654-4139 FAX 052-654-4163
E-mail nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp



ご清聴ありがとうございました



名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

TEL 052-654-4205 FAX 052-654-4184

E-mail nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp